

「流山市歯と口腔^{くう}の健康づくり推進条例（案）」の制定に係るパブリックコメント実施要領

1 目的

「流山市歯と口腔^{くう}の健康づくり推進条例（案）」について、市民の皆様のご意見を募集するものです。

2 制定の背景

歯と口腔^{くう}の健康は、生涯を通じて自分の歯でしっかりと噛んで食べることを可能にするだけでなく、バランスのとれた適切な食生活を送ることは肥満や糖尿病等の生活習慣病の予防へとつながるなど、全身の健康を保持増進するための重要な要素となっています。

特に幼児期のむし歯予防は子ども達の健全な成長を促し、高齢者や要介護者の口腔^{くう}ケアは誤嚥性肺炎等の予防だけでなく、食生活の充実など生活の質を高め、元気な高齢者等を増やし、健康寿命の延伸に寄与することから「歯と口腔^{くう}の健康づくり」は幼児期から高齢期まで一生を通じて継続的に取り組む必要があります。

国では平成23年8月に「歯科口腔^{くう}保健の推進に関する法律」、平成24年7月には「歯科口腔^{くう}保健の推進に関する基本的事項」が策定されています。

県では平成22年4月1日に「千葉県歯・口腔^{くう}の健康づくり推進条例」、平成23年3月に「千葉県歯・口腔^{くう}保健計画」が策定されています。

県内の他市町村においては、平成26年1月時点で8市3町が同様の条例を制定しています。

また、歯と口腔^{くう}の健康づくりの推進については平成25年1月15日付けで流山市歯科医師会会長から流山市議会議長に「流山市歯と口腔^{くう}の健康づくり推進条例（仮称）の制定を求める陳情書」（陳情第19号）が提出され平成25年第4回定例会において審議をいただき全会一致で採択されました。

3 制定する条例の概要

本条例では次のことを定めています。

- 1 目的 (第1条)
- 2 定義 (第2条)
- 3 基本理念 (第3条)
- 4 市の責務 (第4条)
- 5 歯科医師等の責務 (第5条)
- 6 教育等関係者の役割 (第6条)
- 7 市民の役割 (第7条)
- 8 基本的施策の推進 (第8条)
- 9 計画の策定等 (第9条)
- 10 財政上の措置等 (第10条)

4 条例制定に係る考え方

市民の歯と口腔^{くわう}の健康づくりを推進するために、基本理念を定め、市、歯科医師等、教育等関係者及び市民がそれぞれの責務及び役割を踏まえて行動するとともに、相互に連携・協力し、一体となって歯と口腔^{くわう}の健康づくりのための施策を総合的かつ計画的に推進していくという市の施策の枠組みを提示した条例です。

5 意見を募る対象

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する者
- (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内に存する学校に在学する者

6 意見募集期間

平成26年3月3日(月)～平成26年4月2日(水)(必着)

7 公表方法及び閲覧場所

流山市ホームページに掲載します。また、保健センター、情報公開コーナー、各出張所、各公民館(南流山センター)、市民活動推進センター(生涯学習センター内)の窓口でも閲覧する

ことができます。

8 ご意見等の提出方法

住所、氏名を明記し、ファクシミリ、電子メールによる提出、又は直接書面を保健センターにご持参ください。いただいたご意見は、これに対する市の考え方とともに、整理した上で公表します。なお、個別回答はいたしませんのでご了承ください。

9 問い合わせ及び提出先

〒270-0121 流山市西初石4丁目1433番地の1

流山市健康福祉部 健康増進課

電話番号 04(7154)0331

FAX 04(7155)5949

E-mail hokensuishin@city.nagareyama.chiba.jp